

(様式 1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート
【令和 5 年度分】

[団体名：長野県軟式野球連盟]

[記載日：令和 5 年 9 月 7 日]

【対応状況に係る自己評価】

A : 対応している

B : 一部対応している

C : 対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・長野県軟式野球連盟規約・付属規程を遵守し、団体としての実体を備え、組織運営に当たっている。 ・令和 5 年度の定時総会において、事務局次長として 4 名を増員し、役割分担の細分化を行い、より公正で活発な事業展開を図ることとした。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・関係法令を遵守し、事業運営に当たっている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・令和 5 年度から、会長（1 名）、副会長（4 名）、理事長（1 名）、副理事長（5 名）、事務局長（1 名）のほか、事務局次長（4 名）を増員し、29 名の常任理事とともに適宜「常任理事会」「総務委員会」等を開催し、運営に当たっている。 ・今後は、部門毎の専門部会等を設置して、機動的な組織運営を行っていきたい。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・規約に、基本方針となる組織の目的、事業内容を明記し、それに基づいた活動を展開している。 ・今後は、中・長期の展望のもと、より細かな事業理念、事業方針を盛り込んだ中長期基本計画を策定し、公表していきたい。	

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・上部団体や県スポーツ協会の実施する研修会に参加している。 ・令和5年度の定時総会において、長野県スポーツ協会から提示された資料を基に、役員に向けた研修会を実施した。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・上部団体から発出される各種通達・資料を指導者にむけて配付している。 ・令和6年度において、競技者を対象にした研修会を実施する予定である。	

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・事務局を中心に財務・経理の適切な処理を心がけている。年1回、監事による会計監査を行い、総会において報告を行っている。 ・令和5年度から事務局体制を拡充し、複数の担当者による適正な処理・運用に努めている。 ・未整備の「会計処理規程」等の策定を急ぎたい。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・関係機関の指導のもと、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・事務局体制を拡充し、複数人によるチェック体制により、公正かつ適正な運営に努めている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・現在、長野県軟式野球連盟のホームページを有しないので、今後早急に整備を図ることしたい。(当面は、「長野県スポーツ協会」のホームページに掲載していただく。)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・文書による情報開示は行っているが、今後はホームページを開設して、より広い対象に向けて、開示を行って行く予定である。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則■について	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・現在、ガバナンスコード（NF 向け）の規定はない。今後必要ということになれば、精力的に取り組んで行かなければならないと考えている。	
原則■について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	